

竜王町立武道交流会館の管理および運営に関する規則

(平成 22 年 3 月 31 日教育委員会規則第 1 号)

改正 平成 22 年 12 月 15 日教育委員会規則第 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例(平成 21 年 竜王町条例第 35 号。以下「条例」という。)第 15 条の規定に基づき、竜王町立武道交流会館(以下「武道館」という。)の管理および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第 2 条 条例第 7 条に規定する使用許可を受けようとする者(以下「使用者」という。)は、使用しようとする日の属する月の前月 1 日から使用しようとする日の 7 日前までに、竜王町立武道交流会館使用許可申請書(別記様式第 1 号)を教育委員会(以下「管理者」という。)に提出し、許可を受けなければならない。また、変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 管理者は、第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、使用の可否を決定し、使用を許可する場合は、竜王町立武道交流会館使用許可書(別記様式第 2 号)を交付するものとする。

4 使用者は、使用当日に前項に規定する使用許可書を提示して管理者の指示に従わなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第 3 条 使用者および入場者は、条例で定めるもののほか次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 管理者の許可なく飲食等をしないこと。
- (2) 武道館の施設内で火気を使用しないこと。
- (3) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 12 月 15 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日以降の施設使用について適用する。ただし、平成 23 年 3 月 31 日までの施設使用については、なお従前の例による。